

鶴岡市建設工事等ウィークリースタンス実施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が受発注者共通の責務となっている。

また、「働き方改革関連法」が施行され、労働基準法の改正により測量、地質調査、土木・建築コンサルタントなどの業種においては、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことから、長時間労働の抑制は受発注者が共に取り組むべき課題となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行することで設計成果の品質を確保するとともに、ワークライフバランスを推進することにより、担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この要領は、災害復旧事業等の緊急を要するものを除く全ての工事及び建設コンサルタント業務等を対象とする。

(取組内容)

第3条 初回打合せにおいて受発注者相互で確認、調整のうえ、次の各号に掲げる項目について積極的に取り組むものとする。

- (1) 昼休みや17時以降開始の打合せは行わない。
- (2) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (3) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (5) 定時間際、定時後の依頼は行わない。
- (6) ワンデーレスポンスの対応を徹底する。
- (7) 工事又は業務の工程に影響する条件等を受発注者間で確認、共有する。

(その他)

第4条 災害発生等により緊急的な対応が必要な場合又は受発注者以外の都合等により取り組むことが困難な場合については、取組の対象外とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に契約する工事及び業務から施行する。